

昭和二十二年九月一日

大臣

次官

秘書長

事務官



達才五号

達案

労働基準局

昭和二十二年五月二日勅令才百八十八号厚生省官

制改正の際現に労政局の労働保護課、給与

課及び労働統計課勤務の職負で別に辞

令を及せられおこしは、労働基準局勤務力を

命せられたいと心得ること。

昭和五年二月二日

大臣

達才五号

労働基準局

昭和二十二年五月二日勅令百九十八号厚生省官制改正の際、現に労働局の労働保護課、給与課及び労働統計課、勤務力の職責で、別に、辞令を及せらるべきは、労働基準局勤務を命ぜられたものと心得ること。

昭和二十二年五月二日

厚生大臣 河合良成

厚生省